## 議第13号

高山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例について

高山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例を次のように制定するものとする。

令和3年3月1日提出

高山市長 國島 芳明

## 提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い改正しようとする。

高山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

高山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成29年高山 市条例第32号)の一部を次のように改正する。

市条例第32号)の一部を次のように以上する。	
改 正 前	改 正 後
(基本方針)	(基本方針)
第4条 (略)	第4条 (略)
$2\sim4$ (略)	$2\sim4$ (略)
	5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権
	の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の
	整備を行うとともに、その従業者に対し、研
	<u>修を実施する等の措置を講じなければならな</u>
	<u> </u>
	6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護
	支援を提供するに当たっては、法第118条
	の2第1項に規定する介護保険等関連情報そ
	<u>の他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行</u>
	<u>うよう努めなければならない。</u>
(内容及び手続の説明及び同意)	(内容及び手続の説明及び同意)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護	2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護 支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅 サービス計画が第4条に規定する基本方針及 び利用者の希望に基づき作成されるものであ り、利用者は複数の指定居宅サービス事業者 等を紹介するよう求めることができること等 につき説明を行い、理解を得なければならな い。

まだ居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、

 $3 \sim 7$ (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

に規定する基本方針及び前条に規定する基本 取扱方針に基づき、次に掲げるところによる ものとする。

 $(1)\sim(8)$  (略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議 (介護支援専門員が居宅サービス計画の作 成のために、利用者及びその家族の参加を 基本としつつ、居宅サービス計画の原案に 位置付けた指定居宅サービス等の担当者( 以下この条において「担当者」という。) を招集して行う会議をいう。以下同じ。) の開催により、利用者の状況等に関する情 報を担当者と共有するとともに、当該居宅 サービス計画の原案の内容について、担当 者から、専門的な見地からの意見を求める ものとする。ただし、利用者(末期の悪性 腫瘍の患者に限る。) の心身の状況等によ り、主治の医師又は歯科医師(以下この条 において「主治の医師等」という。) の意 見を勘案して必要と認める場合その他のや **むか得ない理由がある場合については、担** 当者に対する照会等により意見を求めるこ とができるものとする。

前6月間に当該指定居宅介護支援事業所にお いて作成された居宅サービス計画に位置付け られた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の 指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型 サービス事業者によって提供されたものが占 める割合等につき説明を行い、理解を得なけ ればならない。

 $3 \sim 7$  (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条 | 第16条 指定居宅介護支援の方針は、第4条 に規定する基本方針及び前条に規定する基本 取扱方針に基づき、次に掲げるところによる ものとする。

 $(1)\sim(8)$  (略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議 (介護支援専門員が居宅サービス計画の作 成のために、利用者及びその家族の参加を 基本としつつ、居宅サービス計画の原案に 位置付けた指定居宅サービス等の担当者( 以下この条において「担当者」という。) を招集して行う会議(テレビ電話装置その 他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置 等」という。) を活用して行うことができ るものとする。ただし、利用者又はその家 族(以下この号において「利用者等」とい う。) が参加する場合にあっては、テレビ 電話装置等の活用について当該利用者等の 同意を得なければならない。)をいう。以 下同じ。) の開催により、利用者の状況等 に関する情報を担当者と共有するとともに 、当該居宅サービス計画の原案の内容につ いて、担当者から、専門的な見地からの意 見を求めるものとする。ただし、利用者( (10)~(20) (略)

(21)~(30) (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居 宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程(以下 「運営規程」という。)として次に掲げる事 末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の 状況等により、主治の医師又は歯科医師( 以下この条において「主治の医師等」とい う。)の意見を勘案して必要と認める場合 その他のやむを得ない理由がある場合につ いては、担当者に対する照会等により意見 を求めることができるものとする。

(10)~(20) (略)

200の2 介護支援専門員は、その勤務する指 定居宅介護支援事業所において作成された 居宅サービス計画に位置付けられた指定居 宅サービス等に係る居宅介護サービス費、 特例居宅介護サービス費、地域密着型介護 サービス費及び特例地域密着型介護サービ ス費(以下この号において「サービス費」 という。) の総額が法第43条第2項に規 定する居宅介護サービス費等区分支給限度 基準額に占める割合及び訪問介護に係る居 宅介護サービス費がサービス費の総額に占 める割合が厚生労働大臣が定める基準に該 当する場合であって、かつ、市町村からの 求めがあった場合には、当該指定居宅介護 支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥 当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪 問介護が必要な理由等を記載するとともに 、当該居宅サービス計画を市町村に届け出 なければならない。

(21)~(30) (略)

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居 宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する規程(以下 「運営規程」という。)として次に掲げる事 項を定めておかなければならない。 (1)~(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保)

第22条 (略)

2 · 3 (略)

項を定めておかなければならない。

- $(1)\sim(6)$  (略)
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) (略)

(勤務体制の確保)

第22条 (略)

2 · 3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居 宅介護支援の提供を確保する観点から、職場 において行われる性的な言動又は優越的な関 係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより介護支援専門 員の就業環境が害されることを防止するため の方針の明確化等の必要な措置を講じなけれ ばならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感 染症や非常災害の発生時において、利用者に 対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実 施するための、及び非常時の体制で早期の業 務再開を図るための計画(以下「業務継続計画 」という。)を策定し、当該業務継続計画 に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門 員に対し、業務継続計画について周知すると ともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施 しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務 継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行うものとする。

(従業者の健康管理)

(従業者の健康管理)

第24条 (略)

第24条 (略)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当 該指定居宅介護支援事業所において感染症が 発生し、又はまん延しないように、次の各号 に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、 介護支援専門員に対し、感染症の予防及び まん延の防止のための研修及び訓練を定期 的に実施すること。

(掲示)

第25条 (略)

(掲示)

第25条 (略)

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、第1項の重要 事項について、指定居宅介護支援事業所のホ ームページに掲載する等周知に努めなければ ならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項</u>の重要事項について、指定居宅介護支援事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 (略)

(準用)

第33条 (略)

(事故発生時の対応)

第30条 (略)

(虐待の防止)

- 第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐 待の発生又はその再発を防止するため、次の 各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
  - (2) <u>当該指定居宅介護支援事業所における虐</u> 待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、 介護支援専門員に対し、虐待の防止のため の研修を定期的に実施すること。
  - (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するた</u> めの担当者を置くこと。

(準用)

第33条 (略)

(電磁的記録等)

第33条の2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこと

が規定されている又は想定されるもの(第1 0条(第33条において準用する場合を含む 。)及び第16条第27号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる

0

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護 支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意 、承諾その他これらに類するもの(以下「交 付等」という。)のうち、この条例の規定に おいて書面で行うことが規定されている又は 想定されるものについては、当該交付等の相 手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方 法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚 によって認識することができない方法をいう 。)によることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の次に1号を加える 改正は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の高山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第5項及び第30条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新条例第21条(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2(新条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。